

◎新潟県告示第700号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年5月14日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
谷沢－1地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷沢－2地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
仲畑沢右支川地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	土石流
仲畑沢地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	土石流
桶端沢地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	土石流
仲畑沢谷沢沢地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	土石流
弘法沢地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	土石流
牧ノ口沢地区	東蒲原郡阿賀町谷沢	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）